

2019年10月からの幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子ども

対象者・利用料

- 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）のすべての子どもの幼稚園，保育所，認定こども園の保育料（幼稚園や認定こども園の幼稚園機能を利用する子どもは3歳になった日から，保育所や認定こども園の保育所機能を利用する子どもは3歳になった後の最初の4月から対象）
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯で，保育の必要性があると認定された子どもの幼稚園，保育所，認定こども園の保育料
 - ※実費として徴収されている費用（通園送迎費，食材料費，行事費など）は無償化の対象外
 - ※延長保育の利用料は無償化の対象外

対象施設・サービス

- 幼稚園，特別支援学校の幼稚部，保育所，認定こども園（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園※も月額2万5700円までの範囲で無償化）
- 地域型保育事業（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）
- 企業主導型保育事業（標準的な利用料として示されている額を上限として無償化）
 - ※函館市内の幼稚園はすべて新制度に移行済

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の預かり保育を利用する子ども

対象者・利用料

- 在籍する園での保育料無償化の対象者で，保育の必要性があると認定された場合は，1日450円上限，月額1万1300円（満3歳クラスの住民税非課税世帯は月額1万6300円）まで，預かり保育の利用料を無償化
- 在籍する園での保育料無償化の対象者で，保育の必要性があると認定されているが，在籍する園での預かり保育の体制が一定の基準に達していないため，預かり保育と他の保育サービス（認可外保育施設，ベビーホテル，病児保育施設，ベビーシッター，一時預かり事業，ファミリー・サポート・センターなど）を併用している場合は，併用する保育サービス利用にかかる費用も合算し，月額1万1300円（満3歳クラスの住民税非課税世帯は月額1万6300円）まで無償化

認可外保育施設を利用する子ども

対象者・利用料

- 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）で，保育の必要性があると認定された場合は，月額3万7000円までの範囲で無償化
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯で，保育の必要性があると認定された場合は，月額4万2000円までの範囲で無償化
 - ※保育所等に在園する子どもが併用する場合は対象外です

対象施設・サービス

- 認可外保育施設（事業所内保育施設を含む），ベビーホテル，病児保育施設
- ベビーシッター
- 一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター

いわゆる「障がい児通園施設」を利用する子ども

対象者・利用料

- 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子どもで、就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する場合の利用料
 - ※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用については、すでに無償化済
 - ※幼稚園・保育所・認定こども園といわゆる「障がい児通園施設」の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

無償化の対象となるための認定と手続き

- 現在、幼稚園や保育所、認定こども園を利用するために、教育認定（1号）や保育認定（2号＝3歳から5歳まで・3号＝0歳から2歳まで）を受けている場合は、そのまま（3号は住民税非課税世帯のみ）保育料が無償となります。
- 現在、教育認定を受けて幼稚園の預かり保育を利用している方や、保育認定を受けずに認可外保育施設等の保育サービスを利用している方については、あらかじめ、保育の必要性があることの認定（施設等利用給付の認定）を受けることで、幼稚園の預かり保育の利用料や認可外保育施設等の利用料が上限額まで無償となります。施設等利用給付の認定を受けていない状態で利用したサービスは無償化の対象とはなりません。
- 「施設等利用給付の認定」を受けるためには、保育認定（2号・3号）と同様に、就労等により家庭での保育ができず、保育サービスの利用が必要である旨、証明書類を添付して市に申請する必要があります。

現在受けている認定	無償化の対象となるサービス	無償化の対象となるための認定	無償化を受けるための手続き（予定）
教育認定（1号）	幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の保育料	手続きは不要です	手続きは不要です （保育料の徴収がなくなります）
	幼稚園や認定こども園の預かり保育の利用料 ※満3歳クラスは住民税非課税世帯のみ	保育の必要性があることの認定（施設等利用給付の認定）が必要です	利用している園を通じて申請書を提出します（基本的に利用料の支払いは不要ですが、一定額以上の利用がある場合は、追加で利用料の支払いが生じることがあります）。
保育認定（2号・3号）	保育所や認定こども園（保育所機能）の保育料 ※3号は住民税非課税世帯のみ	手続きは不要です	手続きは不要です （保育料の徴収がなくなります）
認定を受けていない	認可外保育施設（事業所内保育施設を含む）、ベビーホテル、病児保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターの利用料 ※3歳未満児は住民税非課税世帯のみ	保育の必要性があることの認定（施設等利用給付の認定）が必要です	利用している施設を通じて申請書を提出します（一旦施設等に利用料をお支払いいただいた後、年度分をまとめて、上限額までの範囲で利用料相当額を還付します）。 ※認可外保育施設以外のサービスのみを利用する場合は、市で直接手続きとなります。

（注）上表に示した手続き方法は現時点で検討中の案であり、今後変更する可能性があります。

施設等利用給付認定の申請方法

- 幼稚園や認定こども園，認可外保育施設を利用している方は，利用している施設を通じて申請できます。
- 上記施設以外のサービス（ベビーホテル，病児保育施設，ベビーシッター，一時預かり事業，ファミリー・サポート・センター）のみ利用する方は，直接，市への申請となります。

3歳から5歳までで保育所や認定こども園の保育所機能を利用する子どもの副食費の実費徴収化

- 2019年10月からの保育料無償化に伴い，3歳から5歳までで保育所や認定こども園の保育所機能を利用する子どもの副食費が実費徴収化されます。現在，3歳から5歳までで保育所や認定こども園の保育所機能を利用する子どもの主食費（ご飯やパン）は，保育料と別に実費負担（お金で集めるのではなく各自持参とする園もあります）となっていますが，副食費（おかず）は保育料に含まれるという取扱いになっています。
- 保育料の無償化にあたり，3歳から5歳までの子どもについては，幼稚園や認定こども園の幼稚園機能を利用する子どもと同じく，副食費も実費徴収化されることとなります。ただし，年収360万円未満の世帯や第3子以降などに対して，新たに副食費の支払いを免除する取扱いが行われるため，これまで納付していた保育料より副食費が高くなる，いわゆる逆転現象は生じません。
- 支払い免除の対象とならない場合は，各施設が定める額の副食費を，それぞれの施設に納めていただくこととなります。
- 0歳から2歳までの子どもについては，主食費・副食費とも保育料に含まれるという，現在の取扱いのままとなります。

認定区分	費目	現在	2019年10月以降
教育認定（1号）	主食費	実費徴収	実費徴収
	副食費	実費徴収 （低所得世帯は減免あり）	実費徴収 （低所得世帯は減免あり）
保育認定（2号）	主食費	実費徴収	実費徴収
	副食費	保育料に含まれる	実費徴収 （低所得世帯は減免あり）
保育認定（3号）	主食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる
	副食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる